

## 横田リハビリセンター 居宅介護支援 料金表

2021年4月1日現在

秦野市(6級地)

10.42 円/単位

サービス		単位数	利用料(円)	説明	
基本	居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1~2	1,076 /月	11,211	
		要介護3~5	1,398 /月	14,567	
加算	初回加算		300 /回	3,126	新規として取り扱われる計画を作成した場合
	入院時情報連携加算	(Ⅰ)	200 /回	2,084	病院又は診療所へ入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
		(Ⅱ)	100 /回	1,042	病院又は診療所へ入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
	退院・退所加算	(Ⅰ)イ	450 /回	4,689	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること
		(Ⅰ)ロ	600 /回	6,252	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること
		(Ⅱ)イ	600 /回	6,252	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること
		(Ⅱ)ロ	750 /回	7,815	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること
		(Ⅲ)	900 /回	9,378	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること
	ターミナルケアマネジメント加算		400 /回	4,168	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定
	通院時情報連携加算		50 /月	521	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算		200 /回	2,084	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300 /回	3,126	利用者が小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際に当該利用者に係る必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、居宅サービス計画の作成に協力した場合
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300 /回	3,126	利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際に当該利用者に係る必要な情報を看護小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、居宅サービス計画の作成に協力した場合	